

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第卷六十五第
月四年八十和昭

論叢

利子を決定するもの……………文學博士 高田保馬

新經濟論理の一般均衡……………經濟學博士 柴田敬

勤勞能率の障礙とその對策……………經濟學士 大塚一朗

ヒックスの生産理論……………經濟學士 青山秀夫

研究

獨逸第二帝國時代の社會構造と運營……………經濟學士 中川與之助

票據清算制の檢討……………經濟學士 徳永清行

說苑

コルベル以前のコルベルティスム……………經濟學士 河野健二

附錄

彙報

説苑

コルベール以前のコルベル

ティスム

河野健二

フランスにおける重商主義は、コルベルティスムとして一般に知られてゐるところであるが、このことはコルベールにおいて重商主義政策が最も典型的に且つ有力に實行されたことを示すものに過ぎず、重商主義思想そのものがコルベールによつて始めて説かれたといふ意味のものではない。重商主義のフランス的起源は、さらに遡つて之を求めることが可能である。本稿はソルボンヌ大學教授にして著名な經濟史家たるアンリ・オーゼ氏の此の問題に關する一文を紹介せんとするものである。

コルベール以前におけるコルベルティスムの代表者と見らるべき者には多くを數へ得るが、こゝで問題と

されてゐるのは、バルテルミイド・ラフマス (Barthélemy de Lafemas) に就いてである。ラフマスはアンリ四世の重臣として、國內工業の振興を目的とする重商主義政策の熱心な主張者であつた。當時のフランス經濟は、宗教戰爭の結果として深刻な荒廢を経験してゐたのであるが、ラフマスはかゝる状況に對して國內工業の振興を圖つたのである。ところで當時における最も有力な工業は絹織業であり、主としてそれはツールとリオンにおいて盛んであつた。然しこれらの兩都市は、その利害關係において全く相反する立場にたつてをり、ツールが嚴重な保護主義を要求すれば、他方リオンは自由放任を要求するといふ状況であり、こゝに一切の問題が胚胎したのである。勿論ラフマスはツールの側に立つて重商主義を主張してリオンに對抗したのであるが、問題は何故ツールが重商主義的であつて、リオンはさうでなかつたかといふ點と、更には此の對立の結果はどうであつたかといふ點に在る。この間の事情を判定することが本論文の課題とされてゐる。

1) Henri Hauser; Les Début du Capitalisme. 1931. "Le colbertisme avant Colbert."

一五九六年、ルアンに開催された名士會議において、ラフマスは外國産絹製品の輸入禁止を提案してその承認を得た。²⁾ もつとも、かゝる要求はラフマスをもつて嚆矢とするものではなく、既に幾度も提出されてゐたばかりか、國王の輸入禁止令もしばしば發布されてゐるのであるが、従來はそれが死文に止まつて勵行されなかつたのである。外國産絹織物の輸入禁止に對するかゝる要求を最も熱心に主張したのは、すでに一世紀も前から絹織業を開始してゐたツール市である。ルアン會議におけるラフマスの提案は、かくしてツール市の産業を自らの同盟者としてゐたのである。記録によれば、宗教戰爭前のツールにおいては、八百人以上の織匠と六千人以上の職人が絹織業に従事し、四十臺以上の手織機をもつ織匠すら存在し、其他、間接に之に従事する人々を加へれば四萬人以上が絹織業によつて生計を立てゝゐたと言はれる。³⁾ もちろん誇張はあるとしても、その概略を知ることが出來よう。一五九六年、

コルベール以前のコルベルティスム

ツールは次のやうな歎願書を提出してゐる。

先づ、フランス人—イタリイ人の銀行家による生絲の獨占を禁止することを要求し、『これと並んで金銀織や絹布商品のフランスへの輸入を禁止し防遏するか、或は少くとも市中における前記の絹の製造を妨げることが得ないほどの重い税金あるひは關稅を賦課すべきである。といふのは外國から來る上記の製造品を購ふことによつて、六百萬金以上のド＝エ正貨が王國から出てゆくからであり、敵手スペイン人は特にリオン・ゼニア・ミラノにおいて、それを利用することにより、フランスに對する戰爭を行はんとするのである。王國の利益のため、總ての絹製品の輸入および取引を禁止する必要がある。』⁴⁾

このやうなツールの重商主義的な要求を代表したラフマスの提案は、ルアン會議の採用するところとなり、『金銀の絲や布や組物は、王國外において製造された凡ゆる種類の絹および羊毛製品とともに、その國內への輸入を禁止すること、また生糸および羊毛の支拂ふ税金および關稅は之を免除すること、獨占は廢止すること、および加工されてない羊毛その他の布をフランス以外へ輸送するのを禁ずること』⁵⁾などが議決された。

第五十六卷 四五五 第四號 一一五

- 2) Henri Hauser; *ibid.*, p. 184.
- 3) Henri Hauser; *ibid.*, p. 188.
- 4) Henri Hauser; *ibid.*, p. 190.
- 5) Henri Hauser; *ibid.*, p. 191.

ラフマスは之に勢を得て、パリの諸職業團體の意向を徴し、もつて自己の主張の貫徹を期待した。パリの意見は、完全にラフマスの意見と合致するものであつたのみならず、重商主義の實現を妨害する禍痕は一にリオンに在ることを指摘した。かくして次にはリオンの性格を明にする必要が生ずる。

三

ツールが純然たる産業都市であり、その生産する絹製品の國內市場から外國産物を排除せんとして、王權に向つて保護を求めたに對し、リオンは絹生産も行つてゐたとは言ふものゝ本來的には商業都市であつた。古くから商品および貨幣の國際的取引市場であつたりオンは、絹の國際的取引をも自己の掌中に收めてゐたのである。リオンの商人は、主としてイタリアから絹製品を買入れて、之をフランス國內あるひは其他の地方へ轉賣することによつて繁榮してゐたのであり、従つてリオンは國際的な仲立商業の中心地として、ツールとは全く反對に、貿易の自由を擁護すべき立場に置

かれてゐた。このやうな立場から、リオンはラフマスの提案に對する反駁文を公けにしてゐるが、そこにおいては絹製品の販賣價格と生絲の買入價格および國內の勞賃を算出してのち、フランスはイタリアよりも劣るやうな製造業を放棄するはうが有利であり、「王國內において作るよりも、イタリア人の作るそれらの絹布を買入れるはうが遙かに良い」といふマンチニスタ⁶⁾派的な結論を抽出してゐる。

ツールとリオンはこのやうな利害の對立を示したが、一般的にいつて王權はツールの庇護に傾き、ためにリオンは形勢不利であつたけれども、兩者いづれも其の代表者を宮廷に送つて、係争は延引を重ねた。ラフマスはさらに倦むことなく、再び「リオン諸氏への回答⁷⁾」を發表し、輸入禁止によつて國王はリオンの税關から得てゐた四十萬エキユを失ふかも知れないが、從來イタリアがフランスから持ち歸つてゐた金額は毎年約六百萬エキユに上るではないかと述べ、外國の製造品とフランスの金とを交換してゐたリオンの市場を

6) Henri Hanser; *ibid.*, p. 196.
7) Responce à Messieurs de Lyon.

して、今後は自國の生産物と外國の原料品とを交換する市場たらしめるべきであると主張し、更に進んで生絲を國內において生産することを力説するに至つた。ラフマスのかゝる主張は、結局、國王を動かすこととなり、遂に一五九九年絹および金銀織物の輸入を禁止する勅令が發せられた。⁸⁾ ラフマスおよびツール側の重商主義の勝利であつた。

とはいへ事態はしかく簡單ではなかつた。外國産織物の輸入禁止によつて、リオンの取引は停頓を來たすとともに、ツールの生産額のみを以つてしては、絹織物の國內需要を充し得ないことが明瞭となつてきた。

リオン側の反對勢力は、この機を把へて再び活潑な運動を開始し、遂に國王をして前記の禁止令を撤廢せしむることに成功した。これはイタリイ・ゼノア・スイス等の隣國に對して事を構へたくないといふ國王アンリ四世の意志に基いたものであると言はれてゐる。⁹⁾

四

ラフマスおよびツールが主張した保護貿易への要請

コルベール以前のコルベルティスム

は、結局、以上のやうな過程を通じて挫折することゝなつた。然し、重商主義は元來、單なる保護貿易主義ではなくして、それと同時に國內産業の統制をも併せ主張するものであつた。従つて次にはこの點が問題とされる。

外國産絹製品の輸入禁止が適用されるに先立つて、リオン市民は一五九七年の勅令によつて技藝および手工業に關する統制の下に置かれてゐた。同規定は王國の全域に互つて宣誓組合制度ジュランを設立せんとするものであり、工業および商業のすべてを包括するものである。¹⁰⁾ ところが元來リオンは、その貿易・金融都市としての性質上、自由都市として職業の自由を賦與されてをり、少數の例外を別とすれば、傑作あるひは宣誓の制度も行はれず、たゞ市當局の監督を受けてゐたに過ぎなかつた。かゝる特權のおかげで、リオンは多くの外國人手工業者や銀行家・爲替業者・商人などの來り住むところとなつてゐた。リオンの手工業は、かくして市の實權を握る貿易・金融業者の自由な支配下に在つたわ

2) Henri Hauser; *ibid.*, p. 202.

9) Henri Hauser; *ibid.*, p. 204.

10) Henri Hauser; *ibid.*, p. 205.

けであるが、しかしながら他方十五世紀末になると商人の支配の下から資本主義的な親方手工業者の一群が擡頭するやうになり、これらの人々はパリその他の都市に倣つて、職業の團體的獨占と競争者の排除を要求し、ルイ十二世治下にあつては非合法的な宣誓組合を組織しなへした。¹¹⁾ リオンの職業の自由は、かくして内部からの反對者を迎へたわけである。

事實、職業統制を缺いてゐたために、最も不利益を蒙つたものは、これらの親方手工業者であつた。例へば絹織や羅紗製造に従事した織匠とか仕立職とかは、古着商 (Enfiter) といふ新しい職業が出現して出來合ひ品を作るやうになり、ために従來の彼等の販路が蠶食されてゆくのを目前にしながら、如何ともなし得なかつたのである。リオン市當局は、前にも述べたやうに職業の自由を有利とする側に在つたから、これらの親方手工業者は小手工職人の擡頭に直面して、その救済を王權に向つて要求し、職業統制をリオンにおいても實施するやうに主張するところがあつた。

他方、ラフマスをもつて代表されたツールの産業利益もまた職業統制の勵行にあつたことは言ふまでもない。ラフマスは次のごとく述べてゐる。¹²⁾

『すべての商人および手工業者は、今後その職業に關し同業組合を結成せしめらるべきであり、……パリおよび職業の宣誓が行はれてゐる其他の都市におけるやうに職業に關し宣誓を行ふべきである。』(一般規則 Règlement Général)

かくして一五九七年の勅令の公布となり、技藝および手工業に關する統制が行はれることとなり、リオンにもその實施が命ぜられるに至つた。王權のかゝる重商主義に對して、リオンの反對運動は又もや捲き起り、『都市の人口減退を招き、市場の特權および自由を破壊する』¹³⁾ 同規定の施行を阻止せんと努めた。その理由とするところは、リオンがローヌ・ソーヌ兩河の合流點にあつて交通の要衝であり、従つて其の特質は商業都市たる點に求められなければならないし、事實古來からさうした取扱ひが行はれてきた。のみならずリオンは王國の邊境に位し、外敵の侵入路を遮斷する點において、國王にとり最高の戰略的有用性をもつ都市で

11) Henri Hauser; *ibid.*, p. 207.
 12) Henri Hauser; *ibid.*, p. 211.
 13) Henri Hauser; *ibid.*, p. 213.

あるが故に、その都市人口の減少を來すやうな政策は嚴に慎まねばならぬ筈である。したがつてリオンの商業を繁榮せしめ人口を増加せしめる唯一の方策は、商業の自由以外にはなく、その商業も仲立商業であるが故に職業統制をリオンに施行することは有害であるばかりか、不可能であると主張したのである。リオン市當局のかゝる請願は、遂に國王の容れるところとなり、一六〇〇年およびその翌年には、一五九七年の規定をリオンに適用することは猶豫されることとなり、更に一六〇三年にはリオン市がかつて享受してゐた職業の自由が再確認され、同市の手工業者は團體をつくる必要も、傑作を提出する義務も免ぜられるに至つた。¹⁴⁾

五

ラフマスの重商主義とリオンとの争ひは、貿易の自由と職業の自由との二つの點において、以上のごとくリオン側の勝利に歸した。アンリ四世治下の重商主義は、リオンの特權的な自由主義によつて敗退せしめられたわけであり、その實現はルイ十四世の時代に入つ

て宰相コルベールの強力な手腕に期待せずしては不可能であつた。とはいへ重商主義の實現を要求し、準備する諸條件は既にアンリ四世の時代に存在してをり、リオンにおいてすら新しい産業利益が生育しつゝあつたことは上に述べた通りである。ラフマスの重商主義はかうした時代的要請に答へて主張されたものであつた。

以上をもつてこの紹介をはるが、こゝでの問題點と思はれるのは次の諸點である。世界經濟史の上において、この時代は世界商業の中心が地中海周邊から大西洋岸に移行した時期に該當する。イタリア商人を仲立ちとして榮へた西歐と近東あるひは東印度との貿易は、この頃を轉機として、次第に大西洋岸の諸國と新大陸との貿易および東印度との直接貿易へと形を變へてゆきつゝあつた。かうした世界經濟の中心の移行は、當然フランス經濟にも重要な影響を與へたであらうと思像されるが、こゝで紹介したリオンとツールとの争も、かゝる世界貿易路の轉換と關聯して生じたもの

と見ることは出来ないであらうか。即ちイタリイ商人によつて齎された近東・アジアの商品がリオンを通じてフランス其他の歐洲諸國へ送り込まれてゐたに對して、航路および新大陸の發見とともにポルトガル・スペインひいてはオランダ・フランス・イギリスの貿易が發展し始め、かくしてフランスにおいては大西洋岸に近きツール或はルアンの勃興となり、こゝにリオンとツールの衝突が現はれるに至つたのではないであらうか。

次に、新大陸貿易は多量の銀をヨーロッパに齎したが、これらの銀はヨーロッパの織物商品との引換へにより始めて獲得されたものであり、従つて羊毛・絹製品の生産を擴大することが重要な問題となつて來た。この點において従來の東方貿易が奢侈品を對象とする仲立商業の性質をもつてゐたのに對して、新大陸貿易はヨーロッパにおける工業生産を直接に刺戟する性質のものであつた。リオンの商業的な性格とこれに對立するツールの産業的な性格は、かうした貿易構造の變化に正しく對應するところのものではないであら

うか。

またフランス經濟の内部におけるリオンからツールへの勢力の移行が、又リオン自身の内部において現はれ始めてゐることは興味ある點である。コルベールの時代に至るまでに、このリオンのマニユファクチュア産業が如何なる發展を示して、内外ともに重商主義の勝利が實現するかを檢出することは極めて興味ある問題である。更に上で明かにされたやうに、フランスにおける近代産業の萌芽は絹織業を中心としてゐたのであるが、何故それが羊毛工業でなくて絹織業であつたか、又そのことがフランスの資本主義に如何なる影響を與へたかを究めることは、おそらくフランス經濟の特殊性の内奥に迫る上において有意味であらうと思はれる。

それはとにかく、私にとつての問題はフランスの植民政策および植民地制度の成立と發展を跡づける點にある。この意味よりしてフランス重商主義に關する一文獻の紹介を試みたわけである。(なほ本文獻に關しては德増榮太郎氏『佛蘭西重商主義時代に於けるリヨンの特殊地位』社會經濟史學六卷十號を参照されたい)。